

## 第3章 ビジネス環境

### 3.1 ビジネス展開に関わる法制度

ビジネス及び投資環境を改善し、世界貿易機構(WTO)の規則に従い、加盟時の誓約を遵守するために、カンボジア政府は投資・貿易・ビジネス領域の法令を更新するとともに新しい法令の制定にも注力してきており、過去5年間に次に示すような重要な法令が制定されて来ている。

表3-1 最近5年間に制定されたビジネス展開に関わる法令

<ul style="list-style-type: none"><li>・「汚職防止機構の設立に関する政令No.84」(Sub-Decree # 84 on Creation of Anti-Corruption Entity, 2006)</li><li>・「民事訴訟法」(Civil Procedure Code, 2006)</li><li>・「リスク・マネジメントに関する政令」(Sub-Decree on Risk Management, 2006)</li><li>・「商務仲裁法」(Law on Commercial Arbitration, 2006)</li><li>・「工場・手工業場法」(Law on Management of Factories and Handicrafts, 2006)</li><li>・「経済特別区の設立と運営に関する政令No.148」(Sub-Decree No.148 on the Establishment and Management of the Special Economic Zone, 2005)</li><li>・「手形・小切手取引法」(Law on Negotiable Instruments and Payment Transactions, 2005)</li><li>・「改正投資法の施行政令No.111」(Sub-Decree No.111 on the Implementation of the Amendment to the Law on Investment, 2005)</li><li>・「商業企業法(会社法)」(Law on Commercial Enterprises, 2005)</li><li>・「世界貿易機構加盟に関する法律」(Law on WTO Accession, 2004)</li><li>・「特許、実用新案、工業意匠に関する法律」(Law on the Patents, Utility Model Certificates and Industrial Design, 2003)</li><li>・「著作権および関連する権利に関する法律」(Law on the Copyright and Related Rights, 2003)</li><li>・「改正投資法」(Law on the Amendment to the Law on Investment, 2003)</li><li>・「改正税法」(Law on the Amendment to the Law on Taxation, 2003)</li><li>・「商標・名称・不正競争に関する法律」(Law on Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition, 2002)</li><li>・「土地法」(Law on Land, 2001)</li></ul>
--

然しながら、依然として次に示すような重要なビジネス関連法が制定されていないのも事実である。

- ・「民法」(Civil Code)
- ・「商務契約法」(Law on Commercial Contract)
- ・「取引保全法」(Law on Secured Transaction)
- ・「破産法」(Law on Insolvency)
- ・「アンチ・ダンピング、補償責務、予防措置法」(Law on Anti-dumping, Countervailing Duty and Safeguard)
- ・「税関法」(Customs Code)
- ・「工業標準法」(Law on the Industrial Standards)

- ・「汚職防止法」(Law on Anti-Corruption)

本書付属資料1「投資・ビジネス関連法令リスト」にビジネス関連の主要法令を記載する。

### 3.2 経済運営原則

カンボジア憲法第56条には、カンボジアが市場経済主義を採ることが宣言されている。また第61条では、水、電気、道路、運輸手段、近代的技術、信用制度に関する政策に注力しつつ、農業、手工業、工業を中心に全てのセクターや遠隔地の経済開発を振興することが謳われている。

1994年に発出された全ての省・市長宛の商業省告示63号(Circular No.63)は、次のような市場標準やガイドラインを遵守するよう指示している。

- ・全ての物品の価格は買い手と売り手間の相互の交渉で取り決められるべきである。
- ・国家は取引業者間の自由な競争を許諾する。
- ・国家は物品の自由な移動を取引業者に保証する。

改正投資法の新第10条もまた、政府は適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project: QIP)の産品やサービスの価格・費用に対し統制を行なうことはないとしている。このようにカンボジアは経済やビジネス活動に対し、最も開放的かつ自由な基盤を提供している。

### 3.3 会社制度

#### 会社に関する法制度

「商業規則と商業登記に関する法律」(Law Bearing upon Commercial Regulations and the Commercial Register)は1995年5月に制定され1999年11月に改正されているが、この法律によって、「取引業者」「貿易」「通商行為」等の内容が定義付けられ、外国企業を含む会社の登記義務と登記手続きが定められている。

「商業企業法」(Law on Commercial Enterprise)は2005年4月26日に国民議会で採択され、2005年5月19日にカンボジアで最初の包括的な会社法として公布され、「パートナーシップ」(一般パートナーシップと限定パートナーシップ)、「有限責任会社」(私的有限責任会社と公開有限責任会社)、「外国企業」に対して適用されている。

「パートナーシップ」及び「会社」は、登録事務所とカンボジアの適法自然人である登録代理人を継続して保

持すると同時に、その事務所の住所と代理人の姓名を登記官に登録する必要がある（同法第3条）。また各事務所ではクメール語の名称を上部に掲げ、かつ他の言語による名称よりも大きな表示をすることが求められている（同法第5条）。

### 有限責任会社（Limited company）

「会社法」では、カンボジアにおいて事業を行なう際に「私的有限責任会社」（private limited companies）と「公開有限責任会社」（public limited companies）の二つの形態の有限会社の設立を認めている（第85条）。

### 有限責任会社の種類

- 私的有限責任会社  
私的有限責任会社は下記のような特徴を有する有限責任会社の一形態である（同法第86条）。
  - ・株主数：2名～30名。
  - ・一人の株主によって設立される私的有限責任会社は「単独株主有限会社」（Single Member Limited Company）と称する。
  - ・株式の一般公開はしない。
  - ・発行済み株式の譲渡制限有り。
  - ・商業省の省令に定める形態により登記された場合には「私的有限責任会社」と見做される。
- 公開有限責任会社  
公開責任会社とは会社法により株式の一般公開を認められた有限責任会社を指す（同法第87条）。

### 有限責任会社の設立

一人ないしは複数の適法自然人又は法人は、会社定款（Articles of Incorporation）を商業省の担当官に届け出ることにより有限責任会社を設立でき（同法第91条）、「会社設立証明」（Certificate of Incorporation）が商業省より発行される（同法97条）。会社登記の日をもって会社は公的存在となり法人格を獲得することになる（同法第98条）。

### 株式

会社は額面4,000リエル（約1米ドル）以上の株式1,000株以上を発行する必要がある。定款に他の定めのない限り全て同種株とし、株主の権利は平等である（同法第144条）。株主の会社に対する責務は、引き受け株式の金額に限定される（同法第147条）。全会一致原則の取り決めがある場合には、株式の券面にその旨表記することが必要となる（同法第223条）。

### クメール国籍

会社は事業の場と登録事務所をカンボジアに有し、かつ51%以上の投票株式を、クメール国籍を有する自然人又は法人が所有する場合において、カンボジア国籍の会社と見做される（同法第101条）。

### 記録義務

会社は次の文書を記録し、登録住所で保管しなければならない（同法第109条）。

- 定款・会社規則及びそれらの修正
- 株主総会議事録及び決議
- 法により提出し、保管することが義務付けられた全ての通知のコピー
- 株式登録

上記文書記録に加え、各会計年度終了時から10年間会計記録を保管しなければならない（同法第113条）。

### 取締役

私的有限責任会社は一人以上の取締役を有し、公開有限責任会社では最低3人の取締役を選任する。株主は通常決議により取締役を選任し（同法第118条）、取締役会は役員間における多数決で会長を選任する（同法第127条）。取締役の任期は2年間で、再任は可能である（同法第121条）。18歳以上の法的適格者は取締役に選任されることができる（同法第120条）。

### 取締役会

取締役会は会社のビジネスと業務を司る。取締役は定款に基づき、次の業務を担当する（同法第119条）。

- 各職員の任命と配置転換、権限の決定、給与及び他の報酬の決定
- 手形、社債、その他の会社の債務証券の発行
- 定款改定・削除、他社との吸収・統合の株主に対する提議
- 会社の解散・清算の株主への提議等

### 合併

2社又はそれ以上の会社が一つの会社として合併し、又は新会社を設立するために統合することができる。被吸収会社の法人格は、商業省が存続会社に対して「合併証明書」（Certificate of Merger）を発行した日に消滅する（同法第241条）。合併を提議した各社の取締役会は合併契約を承認する決議をなすことを要する（同法第242条）。合併手続きの詳細は同法第243条から第250条に記載されている。

## 解散及び清算

株式を発行していない会社は全ての取締役の決議により何時でも解散することができ、資産及び負債を有しない会社も株主の特別決議で解散することができる。会社は商業省の会社管理部署に解散規約を送付し、これを受領後商業省は「解散証明書」(Certificate of Dissolution)を発行する(同法第251条)。

取締役又は年次株主総会における投票権を有する株主は、自発的清算又は解散を提案することができ(同法第252条)、その場合の手続きについては同法第252条から257条に記載されている。

解散及び清算に関する条項は、裁判所に破産を申し立てた会社には適用されない(同法第258条)。但し、「破産法」(Law on Insolvency)の草案は完成しているが、国民議会による採択はなされていない。

## パートナーシップ (Partnership)

パートナーシップは二人又はそれ以上の関係者間の契約であり(同法第8条)、パートナーシップ契約は口頭ないしは書面によりなされる(同法第9条)。

### 一般パートナーシップ

一般パートナーシップは、それが登記されたときに法人格を得、次に記載する権利を有する(同法第12条)。

- 自己の名前により動産・不動産を所有し得る。
- 自己の名前により取引を為し得る。
- 自己の名前により契約を為し得る。
- 自己の名前により訴訟をすることを得、また訴訟に応じることができる

各パートナーはパートナーシップによる利益・損失を分配する(同法第23条)が、全てのパートナーは、共同又は個別的に債務を負担する。債権者である第三者は、各パートナーに対する執行を求める前に、パートナーシップの債務と財産に対する執行を求めなければならない(同法第42条)。

### 限定パートナーシップ

限定パートナーシップは、一人又は複数の一般パートナーと一人または複数の限定パートナー間の契約である。一般パートナーは、パートナーシップを運営し拘束されることを認められた人であり、限定パートナーはパートナーシップの資本に対してのみ拘束を受ける(同法第64条)。

各限定パートナーは持分に応じて利益を受け取り、債務については出資に同意した金額又は資産の価値を限度として責務を負う(同法第71、72条)。一般パートナーは、

第三者に対して共同して、個別的に負債に対する責務を負う(同法第75条)。

## 外国企業

### 外国企業の定義

外国企業とは、外国の法律に基づき設立され、カンボジアに拠点を有しビジネスを行なう法人を指す(同法第270条)。外国企業は次の形態によりカンボジアでビジネスを行なうことができる(同法第271条)。

- 商務代表事務所 (Commercial representative office)、商務連絡事務所 (Commercial relations office) 又は代理店 (Agency) : 駐在員事務所 (Representative Office) と総称
- 支店 (Branch)
- 子会社 (Subsidiary)

駐在員事務所及び支店は親会社の代理であり、親会社とは異なる法人格を有しない。

外国企業が下記業務を行なう場合には、ビジネス行為を行なっている(“doing business”)ものと見做される(同法第272条)。

- 1ヶ月以上にわたり、製造・加工・サービスのための事務所その他の場を賃借する場合
- 1ヶ月以上にわたり、自己のために他人を雇用する場合
- カンボジアの法規により外国人又は外国法人に認められた行為を行う場合

### 駐在員事務所

商務代表事務所又は商務連絡事務所はカンボジアにおいて次の業務を営むことができる(同法第274条)。

- 親会社への紹介を目的とする顧客との接触
- 商業的な情報の調査とその親会社への連絡
- 市場調査の実施
- 展示会への物品の売り込みと自己の事務所又は展示会でのサンプル・物品の展示
- 展示会に向けた物品の購入と保管
- 事務所の賃借と雇員の雇用
- 親会社の代理としての契約行為

駐在員事務所は、カンボジアにおいて定期的な売買行為、サービスの提供、製造行為、加工、建設を行なってはならない。駐在員事務所は親会社の判断で閉鎖できる(同法第277条)。

### 支店

支店は駐在員事務所と同様の業務を行なえ、さらに法律により外国人又は外国法人に対して禁止されている行

為を除き、内国企業と同様に、定期的な物品及びサービスの売買、製造、加工、建設に従事し得る（同法第278条）。支店の資産は親会社の資産であり、親会社は支店の負債に対して責任を負う（同法第279条）。支店は親会社の判断により閉鎖し得る（同法第282条）。

### 子会社

子会社は、外国企業の最低51%の出資によってカンボジアに設立される会社であり（同法第283条）、親会社とは異なる法人格を有する（同法第284条）。

子会社は、パートナーシップ又は有限責任会社として設立でき（同法第285条）、カンボジア法規により外国人又は外国法人に対して禁止されている業務を除き、内国法人と同様の業務を行なうことができる（同法第286条）。

## 3.4 貿易及び通関制度

### 貿易業務に関する法制度

2000年1月に「商業会社の貿易業務に関する省令（Prakas on Trading Activities of Commercial Companies）」が商業省により発出され、商業省に登録したカンボジア企業及び外国企業は自由に貿易業務に従事することが可能になっている（同令第1条）。ただし投資法に基づく投資会社については、投資登録証明書に記載された範囲に限定されている（同令第2条）。

貿易関連手続きを簡素化し改善するために、「貿易促進計画（Trade Facilitation Program）」が現在進行中である。計画の核となるのは、貿易関連申請、通関、貨物検査に関し、包括的な電子通関システムである「アシクダ（ASYCUDA）」に基づく「単一管理書類（Single Administrative Document：SAD）」とリスク・マネジメントの採用である。このため、既に「リスク・マネジメントに関する政令」と「関税局のリスク・マネジメントと検査事務所の設置と業務開始に関する省令」が2006年に発出されている。「税関法」と「原産地規則法」も間もなく制定される見込みである。

### 輸出入手続き

輸出許可の発行は商業省が担当する一方、適格投資プロジェクト（Qualified Investment Projects：QIP）に対する免税輸入認可はカンボジア投資委員会（Cambodian Investment Board：CIB）によって管理されているが、通常の輸入については許可を必要としない。

輸出入検査は経済財務省傘下の関税局（Customs and Excise Department）と商業省傘下のカムコントロール（CAMCONTROL）が担当し、輸出については工場と船

積み港、輸入については荷下ろし港で実施されている。カンボジアでは、現状では輸出入貨物の100%が検査対象となっているが、政府は2006年末までにこの比率を50%に、2007年末までに25%に、さらに2010年末までに5%に引き下げることがを計画している。非破壊検査方法としてエックス線検査装置のシハヌークビル港への導入が決まっている。

5,000米ドルを超える貨物の輸入に際しては、輸出港において船積み前検査（Pre-Shipment Inspection：PSI）を行なうことが義務付けられている。この制度は、輸入貨物に関する合理的な関税評価の実施を目的として、経済財務省の「船積み前検査サービスの実施に関する省令No.500」により2000年10月に導入された。現在ではBV（Bureau Veritas）社が検査を担当している。

輸出入手続きには20種類以上の書類と2日から1週間の時間が必要であるが、政府は「単一管理書類」のみを使用する「シングル・ウィンドウ」方式の導入によって、書類を1種類に、また必要日数を1日に低減することを目指している。

### 後発開発途上国としての輸出に関する特恵

カンボジアは後発開発途上国として、米国、EU、その他先進国によって最恵国待遇（Most Favored Nation：MFN）を与えられており、さらにEU向けには、EUの後発開発途上国向け一般特恵関税制度の一部分で、2001年2月からカンボジアに適用され始めたEBA（Everything-But-Arms Initiative）制度の下で関税及び割り当て免除の輸出を認められている。米国及び日本についても、一般特恵関税制度が認められている。

### 輸出に関わる現地化比率と原産地規則（Rules of Origin：ROO）

カンボジアには現状では現地化比率規定は存在していない。すなわち、輸入原材料・部品の使用については、それらが健康・環境・社会に有害でない限り制限は設けられていない。然しながら、カンボジアの輸出業者はEU市場への輸出に関しては、EBAを含む一般特恵関税制度（GSP）で要求される原産地規則の規定を考慮に入れる必要がある。EBAはカンボジアを含む後発開発途上国に対しては特別な枠組みを提供しており、原産地規則を満足する限り、実質上、武器を除く全ての製品が0%関税によりEUへの輸出が可能である。

GSPにおいては、輸出製品は受益国の原産でなければならず、輸出国の原産と見做されるには、原産地規則に定められた一定の基準を充たす必要がある。全てが輸出国において調達された製品は当然同国原産と考えられる



が、他国からの投入財を使用した製品は、十分な加工等が同国においてなされて初めて同国の産品と見做されることになる。その基準は技術的基準、付加価値、その他の経済的基準を参照して決められる。

EBAでは輸出製品の少なくとも40%が輸出国での投入であることが求められるが、特別な免除規定として、カンボジアの一定の縫製品については、ASEAN又はEUからの輸入原材料もカンボジアでの投入と見做されている。ただし、生地が他のASEAN諸国からのものであることを証明するために、カンボジアの縫製品輸業者はASEANの生地供給業者のGSP証明を示すことが求められる。カンボジアの縫製業者はASEAN以外からの生地や副資材を使用するケースが多く、EU市場向けのGSP利用度は高くない。もし生地が非ASEANや非EUの供給業者から輸入したものであれば、縫製業者は「完全加工規則（ニット製品では糸からの加工・縫製、織物の場合には未裁断生地からの縫製加工）（‘full makeup’ rule）」を遵守する必要がある。この規則を充たしていることを証明するために、国内投入価値が輸入生地や糸のコストを上回っている証拠を示すよう、カンボジア政府は輸出縫製業者に要求している。

原産地規則では、輸入国が認める輸出国の政府機関（カンボジアでは商業省）が発行する原産地証明Form A、又は受益国へ輸入した原材料の原産地を示す送り状を製品に付けて、輸入国へ直送することを定めている。GSPによるカンボジアからアメリカへの輸出については、原産地規則は最低35%とされているが、有資格のASEAN諸国（カンボジア、タイ、インドネシア、フィリピン）はGSPによる原産地規定においては同一国として扱われる。

#### 輸出に関する優遇措置、制限及び課税

改正投資法では「輸出適格投資プロジェクト」（第4章「投資」を参照）は、保税倉庫で操業しない限り、生産設備、建設資材、生産原材料、中間材料、副資材等を免税で輸入できる旨定めている。「輸出適格投資プロジェクト」と認定されることにより、さらにタックス・ホリデー又は特別償却制度の利用を認められる。また輸出に際しては、輸出製品の原材料に関する付加価値税（VAT）も払い戻しを受けることができる。

骨董品、麻薬、有毒物、丸太、貴金属、貴石、武器については、輸出を禁止しているか厳しい制限を設けている。また、半加工又は加工済みの木材、ゴム、生又は加工皮革、魚類（冷凍魚又は切り身）、生きている動物の輸出には10%の輸出税が課せられている。また輸出管理費（Export Management Fee）が商業省により縫製品

輸出に対して課せられているが、そのレートは最近引き下げられている（2005年10月18日付け政令No.285）。GSPによるアメリカ及びEU向けの縫製品輸出については各種証明書及び輸出ライセンスの取得が必要であり、その手続きを図3-1に示す。

#### 免税輸入（マスターリスト）

改正投資法では適格投資プロジェクトに対して、プロジェクトの区分毎に、生産設備、建設材料、原材料及び中間財の免税輸入を認めている。製造原材料の免税輸入許可を得るためには、輸入会社はカンボジア投資委員会に対し毎年マスターリストを提出して、原材料の量・種類・価格を含む年間輸入計画を示す必要がある。個別の輸入申請や輸入計画の変更申請に要する時間は約3日間となっている。

#### 一般関税率

投資法ないしは他の特別規則により免税措置が認められていない限り、カンボジア入国地点において全ての輸入貨物に輸入関税が課せられる。カンボジアの輸入関税は、基本的には0%、7%、15%、35%の4区分に分けられている。代表的な輸入物資に対する関税率を表3-1に示す。

#### AFTAによる特惠関税率

ASEAN自由貿易協定(ASEAN Free Trade Agreement: AFTA)における共通効果特惠関税（Common Effective Preferential Tariff: CEPT）制度の下では、原産地規則を充たす場合においては、ASEAN諸国からの輸入物資に対しては表3-2に示すように低率関税が適用される。またCEPT制度下における、全ASEAN諸国の関税削減計画及びカンボジアの関税削減計画を図3-2に示す。

#### ASEAN自由貿易協定

カンボジアはASEANの一員として、ASEANと他国間で締結される自由貿易協定による関税の低減税率の適用対象となる。2006年6月現在においては、中国・インド・韓国との自由貿易協定が発効しており、他の二つの自由貿易協定が交渉過程に入っている。ASEANの自由貿易協定は表3-3に示す通りである。

#### 通関業務の改善

世界税関機構（The World Customs Organization: WCO）は1999年6月に「改正京都規約」を採択し、2006年2月3日に発効している。改正京都規約の核とな

図3-1 縫製品輸出ライセンス取得手続き

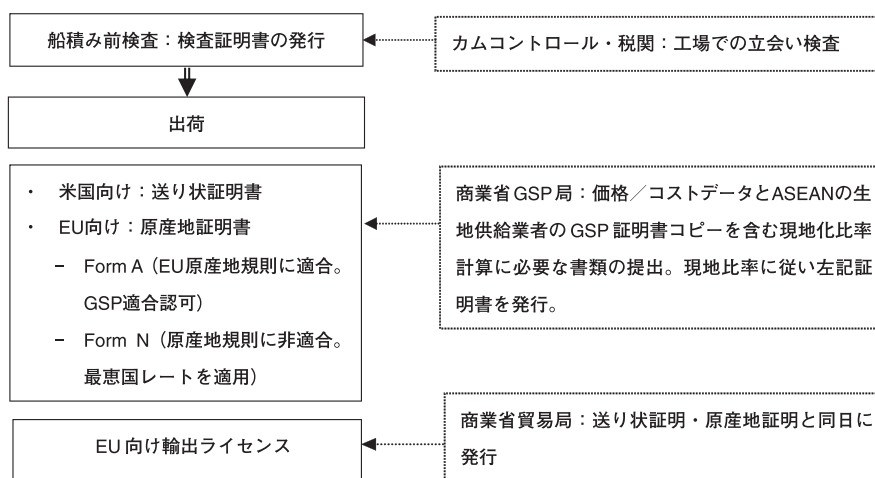


表3-2 最恵国及びCEPT制度によるカンボジアの輸入関税率

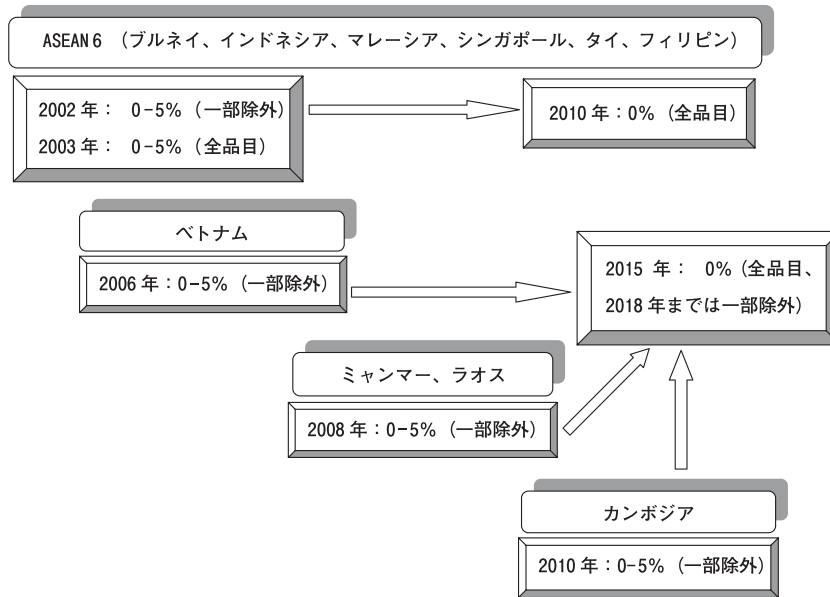
HS番号	物品	最恵国待遇 関税率	CEPT関税率				
			2006	2007	2008	2009	2010
2203.00.10	ビール（スタウト及びポーター）	35%	GE	GE	GE	GE	GE
2709.00.10	石油及び瀝青油（原油に限る）	7%	7%	5%	5%	5%	5%
2710.11.11	ピストン式内燃機関の燃料用揮発油	35% +0.02Riel/liter	GE	GE	GE	GE	GE
3816.00.00	耐火性のセメント、モルタル、コンクリート	7%	TE	TE	TE	TE	TE
5208.11.00	絹織物 (平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの)	7%	6%	5%	5%	5%	5%
5407.10.11	合成繊維の長繊維の糸の織物で強力糸（ナイロンその他のポリアミドまたはポリエステルのものに限る）の織物	7%	TE	TE	TE	TE	TE
5501.10.00	合成繊維の長繊維のトウ（ナイロンその他のポリアミドのもの）	7%	7%	5%	5%	5%	5%
6001.21.10	綿製のループドパイル編物 (漂白及びマーセル加工していないもの)	7%	7%	5%	5%	5%	5%
6001.22.10	人造繊維製のループドパイル編物（漂白していないもの）	7%	7%	5%	5%	5%	5%
7208.10.10	鉄または非合金鋼のフラットロール製品（厚さが10mm～125mm、厚さが3mm未満で炭素の含有量が全重量の0.6%以下のもの）	7%	7%	5%	5%	5%	5%
7308.30.00	鉄鋼製の構造物及びその部分品 (戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居)	7%	TE	TE	TE	TE	TE
8701.90.91	農業用トラクター (シリンダー容積が1,100立方センチメートルを超えないもの)	15%	15%	10%	10%	10%	5%
8703.23.15	乗用自動車その他の自動車（ノックダウンのものでシリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えないもの）	35%	20%	10%	10%	10%	5%
8703.23.22	乗用自動車その他の自動車 (ビルトアップのものでシリンダー容積が1,800立方センチメートル以上で2,000立方センチメートルを超えないもの)	35%	TE	TE	TE	TE	TE
8711.20.31	モーターサイクル（ノックダウンのものでシリンダー容積が125立方センチメートルを超えないもの）	15%	TE	TE	TE	TE	TE

注：GE：CEPTにおける一般除外リスト、TE：一時的除外リスト  
出所：FedEx Trade Networks, World Tariff and ASEAN Secretariat

る統制原理は、国際貿易に関わる全ての関係者に対して透明性と予見性を提供することを、税関当局に対して義務付けることにある。簡素で効率的、かつ透明で予見可能な税関行政を実現するために、改正京都規約は下記のような原則を採択している。

- 法令順守に最低限必要とされる管理の適用：税関による管理は税関法遵守に必要とされる程度に限られる。
- 税関の管理に適用にはリスク・マネジメント手法を使用する。

図3-2 CEPTによるASEAN諸国の包括的関税率低減計画



出所：日本国外務省

表3-3 ASEANの自由貿易協定要約

交渉が妥結した協定	
中国	2002年：枠組協定署名 2010年：中国及びASEAN原加盟国6カ国の関税率をゼロまで引下げ 2015年：カンボジアを含むASEAN新規加盟国の関税率をゼロまで引下げ
インド	2003年：包括的経済協力協定署名 2007年：関税引下げ開始 2011年：下記5カ国を除くASEAN諸国とインド双方の関税率をゼロまで引下げ 2016年：カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、フィリピンの関税率をゼロまで引下げ
韓国	2006年：自由貿易協定署名（タイを除く） 2010年：韓国とASEAN原加盟国6カ国の関税率をゼロまで引下げ 2016年：ベトナムの関税率をゼロまで引下げ 2018年：カンボジア、ラオス、ミャンマーの関税率をゼロまで引下げ
交渉中又は関税率引下げが開始されていない協定	
日本	2007年：交渉妥結の予定 2012年：日本とASEAN原加盟国6カ国の関税率をゼロまで引下げ 2017年：カンボジアを含むASEAN新規加盟国の関税率をゼロまで引下げ
オーストラリア及びニュージーランド	2007年：交渉妥結の予定

出所：日本国外務省、JETRO

- ・税関はリスク分析を行なって、誰のどの貨物をどの程度検査するか、を決める。
- ・税関はリスク・マネジメントを支援するため、法令順守測定戦略を採用する。
- ・税関の管理システムには審査に準拠した管理方式を含むものとする。

現在までASEAN諸国はどの国も改正京都規約を批准

していないが、カンボジアは輸出入業者のプロフィール資料に基づくリスク・マネジメント手法の実施準備を行なっている。リスク・マネジメントは、コンピューターを利用して輸出入業者、貨物や原産地国のプロフィール資料を分析して行なう税関の管理方式である。カンボジアでは、包括的な電子通関システムであるアシクダ(ASYCUDA)がこの目的のために使用されることに

なっている。

2006年2月には「リスク・マネジメントを通じた通商促進に関する政令」が既に公布されている。

税関手続きの簡素化のために、カンボジア政府はアシクダを利用した「シングル・ウィンドウ税関システム (Single Window Customs System)」の導入を決定している。この方式によれば、輸出入業者は単一の申請書を関税局に提出すれば、それによって当該輸出入に関連する全ての政府部門への申請を終えられることになる。アシクダの端末は2007年の中ごろにシハヌークビル港に設置される計画である。政府はこのシステムの導入によって、輸出入業務に関わる届出等の公的業務の負荷や汚職機会を削減することを意図しており、単一の輸出入申請書（単一管理書類）を認可したことを発表している。

### 3.5 課税及び会計制度

#### 課税制度

法人所得税の課税は「実態管理様式 (Real regime: “申告課税” の意)」、「簡易管理様式 (Simplified regime: “簡易課税” の意)」及び「推定管理様式 (Estimated regime: “推定課税” の意)」の区分に従って行なわれる。納税者の「管理様式 (Regime: “課税方式” の意)」は会社の形態、ビジネスの種類、売り上げ規模に応じて決められる (税法第4条)。

#### 税金の種類と税率

表3-4にカンボジアで課税される税金、その内容の概略及び税率を取りまとめた。(詳細については、表中の税金名の後に付した条文番号に従い「2003年税法」を参照。)

#### 租税条約

現時点ではカンボジアと他国の間において、二重課税を防止するための条約は締結されていない。

#### 会計原則

カンボジアは、2003年1月11日にミャンマーのヤンゴンで開催された第76回ASEAN会計士連盟 (ASEAN Federation of Accountants: AFA) 会議において同連盟に加盟した。一般には宣言されていないが、ASEAN諸国の大部分は国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee) の基準に従い会計基準を作成している。カンボジア政府も2003年初頭から、国内及び国際的な財務報告に関する高度な会計基準の完全実施を開始している。

「企業会計、監査及び会計業に関する法律 (Law on Corporate Accounting, Audit and Accounting Profession)」が2002年7月に制定され、引き続き2003年には、「カンボジア公認会計士・監査士協会に関する政令 (Sub-Decree on the Kampuchea Institute of Certified Public Accountants and Auditors (KICPAA))」及び「国家会計評議会の機能に関する政令 (Sub-Decree on the functioning of the National Accounting Council (NAC))」が公布されている。NACは経済財務省傘下の機構で、カンボジアの会計基準と会計関連の規則の検討と改定を担当し、一方KICPAAは民間の会計業の組織化と業務品質を監視する会計専門家の機構である。

同法は国際的な企業会計基準に基づき、会計制度の体系・運営・機能を定める目的で制定され、第8条から13条で財務諸表の内容を規定している。同法により、企業の売上げ、総資産又は従業員数が経済財務省令により定められた基準を超える場合には、公認会計士・監査士による企業監査が義務付けられている。

経済財務省は世界銀行に技術援助を依頼し、国際会計基準に基づく「カンボジア会計基準 (Cambodian Accounting Standards: CAS)」を制定した。表3-5に示す通り、15項目の「カンボジア会計基準」と10項目の「カンボジア監査基準 (Cambodian Standards on Auditing: CSA)」が2003年4月11日に国家会計評議会により承認されている。またこれらの会計基準は、2006年末末までに見直すことが計画されている。

2003年10月16日付け「カンボジア会計基準の実施に関する経済財務省令No.798 (Prakas MEF No. 798 on the Implementation of Cambodian Accounting Standards)」によって上記の15項目の会計原則の適用が承認され、同時に2005年会計年度から、承認されたカンボジア会計基準に従って財務諸表を提出するよう大・中企業に義務付けている。

### 3.6 金融及び通貨

「銀行業及び金融業法 (Law on Banking and Financial Institutions)」が1999年に制定され、金融手段の改善、金融機関の基盤強化、投資家に対する事業融資機会の増大等が図られている。現状では、同法第16.3条により銀行の最低資本金は1,250万ドル (500億リエル) と定められており、その内5%をカンボジア国立銀行に保証金として預け入れることが義務付けられている。

現在カンボジアには、約20の外国銀行の支店を含む商業銀行が存在しており、資金の国際的移動、信用状の発行、外国為替サービス等が行なわれているが、不動産担



表3-4 カンボジアの税制の現状

税	税率
法人所得税 (Profit Tax) : 第1章第1条-23条	
<ul style="list-style-type: none"> <li>法人を対象とする</li> </ul>	20% (投資優遇措置として9%ないし0%税率が適用される場合を除く)
<ul style="list-style-type: none"> <li>原油・ガスの生産分与契約及び木材、鉱石、金、宝石を含む天然資源の開発</li> </ul>	30%
最少税 (Minimum Tax) : 第1章第24条	
<ul style="list-style-type: none"> <li>実態管理様式にのみ適用</li> <li>法人所得税が年間売上げの1%を超えた場合には、法人所得税のみを支払う</li> </ul>	年間売上げの1%
源泉徴収税 (Withholding Tax) : 第1章第25条-28条	
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が受取る、経営者・コンサルタント等としてのサービス料収入</li> <li>無形資産に対するロイヤルティー、鉱物資源に対する利権金の支払い</li> <li>支払利息 (銀行・金融機関以外の、ビジネスを営む納税者による支払利息)</li> </ul>	15%
<ul style="list-style-type: none"> <li>動産・不動産の賃貸収入</li> </ul>	10%
<ul style="list-style-type: none"> <li>定期預金を保有する居住者に対する国内銀行の支払利息</li> </ul>	6%
<ul style="list-style-type: none"> <li>非定期性預金を保有する居住者に対する国内銀行の支払利息</li> </ul>	4%
<ul style="list-style-type: none"> <li>非居住者に対する支払い：利息、ロイヤルティー、資産の使用に伴う賃料とその他の収入、配当、経営・技術サービス対価</li> </ul>	14%
給与税 (Tax on Salary) : 第2章第40条-54条	
<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用者により源泉徴収を行なう</li> <li>0リエル- 500,000 リエル (約125米ドル以下)</li> <li>500,001 リエル-1,250,000 リエル (125ドル超312.5ドル迄)</li> <li>1,250,001リエル-8,500,000 リエル (312.5ドル超2,215ドル迄)</li> <li>8,500,001 リエル-12,500,000 リエル (2,215超3,125ドル迄)</li> <li>Over 12,500,000 リエル (3,125ドル超)</li> <li>付加給付</li> <li>非居住者</li> </ul>	<p>0%</p> <p>5%</p> <p>10%</p> <p>15%</p> <p>20%</p> <p>市場価格の20%</p> <p>20% (単一レート)</p>
付加価値税 (Value Added Tax : VAT) : 第3章第55条-84条	
<ul style="list-style-type: none"> <li>被課税者：実態管理様式の対象者</li> <li>登録：全ての会社は業務開始以前にVAT登録を行わなければならない。その他のものは、連続する前3ヶ月の課税所得が下記金額を超えた場合には、30日以内にVAT登録を行なう必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>物品販売：1億2,500万リエル</li> <li>サービス提供：6,000万リエル</li> </ul> </li> <li>課税対象となる供給： <ul style="list-style-type: none"> <li>カンボジアにおいて為される課税対象者による物品の供給</li> <li>課税対象者による物品の私用への流用</li> <li>物品・サービス原価を下回る贈答品の製作と供給</li> <li>カンボジアへの物品の輸入</li> </ul> </li> <li>標準税率</li> <li>カンボジアからの輸出品及び国外で提供サービス</li> <li>投入に係る税金は売上げに係る税金から控除可能</li> <li>月次申告：VATの申告は翌月20日までに行わなければならない</li> </ul>	<p>10%</p> <p>0%</p>
その他の税	
特定商品・サービス税 (Specific Tax on Certain Merchandise and Services) : 第4章第85条	
<ul style="list-style-type: none"> <li>国内・国際航空券</li> <li>国内・国際通信費</li> <li>飲料</li> <li>タバコ、娯楽、大型自動車及び125ccを超える2輪車及びそれらの部品</li> <li>石油製品、2,000 cc以下の自動車とその部品</li> </ul>	<p>10%</p> <p>3%</p> <p>20%</p> <p>10%</p> <p>30%</p>
資産譲渡税 (Property Transfer Tax)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>直接譲渡や株式の会社への寄贈による不動産及び自動車所有権の譲渡に対して課税</li> <li>資産譲渡税の支払いまでは資産所有証明書の発行は不可</li> </ul>	移転価格の4%
遊休土地税 (Tax on Unused Land)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>未開発土地評価委員会 (Committee for Evaluation of Undeveloped Land) が特別市・州の担当部局と協力して、その土地を「未使用」と見做すかどうか判断し、税額を決定</li> <li>1,200m<sup>2</sup>を超える部分に対して課税</li> </ul>	遊休土地評価額の2%
特許税 (Patent Tax)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>特許保持に関する年次登録時に支払う</li> </ul>	約300米ドル
家屋・土地賃貸税 (Tax on House and Land Rent)	
	賃貸料の10%
輸入税 (Import Duty)	
	4区分 (0, 7, 15, 35%)
輸出税 (Export Duty)	
	主として10%

表3-5 カンボジア会計及び監査基準

カンボジア会計基準 (Cambodian Accounting Standards : CAS)	カンボジア会計監査基準 (Cambodian Standards of Auditing : CSA)
1. 財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements) 2. 棚卸資産 (Inventories) 3. 現金勘定計算書 (Cash Flow Statements) 4. 年度ごとの損益計算書、会計方針における基礎的過誤と変更 (Net Profit or Loss for the Period, Fundamental Errors and Changes in Accounting Policies) 5. 後発事象 (Events after the Balance Sheet Date) 6. 法人税等 (Income Taxes) 7. 有形固定資産 (Property, Plant and Equipment) 8. 収益認識基準 (Revenue Recognition) 9. 外貨建取引 (Foreign Currency) 10. 関係当事者との取引 (Related Party Disclosures) 11. 投資勘定 (Accounting for Investments) 12. 連結財務諸表 (Consolidated Financial Statements) 13. 銀行・金融機関 (Banks and Financial Institutions) 14. 引当金、偶発債務及び資産 (Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Asset) 15. 無形固定資産 (Intangible Assets)	1. 財務諸表監査の目的及び基本原則 (Objective and General Principles Governing Audit of Financial Statements) 2. 監査契約条件 (Term of Audit Engagements) 3. 監査調書 (Documentation) 4. 虚偽記載及び誤謬 (Fraud and Error) 5. 監査計画 (Planning) 6. 監査上の重要性 (Audit Materiality) 7. 監査証拠 (Audit Evidence) 8. 後発事象 (Subsequent Events) 9. 継続企業の前提 (Going Concern) 10. 監査報告書の記載 (The Auditor's Report on Financial Statements)

出所：国家会計評議会

保の提供を伴わない借入は難しく、カンボジア国外に比して、借入期間は一般に短期で、かつ借入利率は高率である。

### 通貨

1992年の政令により外国通貨による取引行為は禁止されているが、米ドルが広範かつ一般的に使用されている。1998年の下落以降の米ドル交換レートは約4,000リエルで安定している。商業用途では小切手及びクレジット・カードはほとんど使用されていない。

## 3.7 外国為替

### 外国為替に関する制限

1997年9月の「外国為替法 (Law on the Foreign Exchange)」は、公認銀行を通じた「外国為替取引には一切の制限を加えない(同法第5条)」旨規定しているが、公認銀行は1万米ドル以上の送金については、その都度の送金額をカンボジア国立銀行へ届け出ることになっている(同法第17条)。また居住者は自由に外貨を保有できる(同法第7条)としている。

金、未カットの宝石、その他の貴金属の輸出入は、カンボジア国立銀行への事前の届出があれば自由であり、

1万米ドル以上相当の支払い手段又はこれに相当する国内通貨の輸出入については税関への申告が義務付けられている(同法第12条・13条)。

居住者と非居住者間の貿易金融を含む借款や借入は、貸出しと返済が公認銀行を通じて行なわれる場合には自由に契約することが認められている(同法第18条)。

### 送金

2003年の改正投資法第11条は、適格投資プロジェクトにおいては、投資に関連して生じる下記のような金融債務返済のために、投資家が公認銀行を通じて外貨を購入し、自由に国外へ送金できることを保証している。

- 輸入代金及び国際借入の元金・利子の返済
- ロイヤルティー及び運営費用の支払い
- 利益送金
- 会社解散の場合の投資資金の送還

## 3.8 雇用及び労働

### 労働関係に関する法制度

カンボジアにおける労使関係、雇用、労働条件その他の労働関連事項は、憲法及び1997年の「労働法 (Labor Law)」によって定められている。1997年3月に制定さ

れた労働法は、社会主義的色彩の濃かった1992年労働法に大幅な修正を加えたもので、非常に自由主義的であり、労働者や組合の権利を尊重したものとなっている。

### カンボジアにおける雇用原則

雇用関係に関する憲法の主な規程は下記の通りである。

- クメール市民は男女ともに自己の能力と社会の必要性に応じて、如何なる仕事をも選択する権利を有する（第36条）
- クメール市民は男女に拘わらず、同一労働に対しては同一賃金を得る権利を有する（第36条）
- クメール市民は男女ともに労働組合を組織し、その成員になる権利を有する（第36条）
- 労働組合の組織と行為は法によって定める（第36条）
- ストライキ権と非暴力的デモ行為は法の定める範囲により履行されるものとする（第37条）
- 全ての女性差別は撤廃されるべきであり、雇用関係における女性搾取は禁止される（第45条）
- 女性は妊娠により職を失うことはない。女性は完全有給による出産休暇をとる権利を有し、この間勤続年数その他の社会的特典を失わない（第46条）
- 国家と社会は、特に農村において十分な社会的支援を得られず生活している女性に対し、機会を与えなければならない（第46条）

### 雇用及び労働に関する主な規程

1997年労働法は労働者の権利に対して広範な保護を与えており、また寛大な労働条件を規定している。同法の主な規定は次の通りである。

#### 一般

- 強制労働（Forced Labor）  
強制又は義務的労働は完全に禁止する（第15条）
- 職員の移動に関する申告（Declaration on Movement of Personnel）  
全ての雇用者は、作業員の採用・解雇の度に、書面により、採用・解雇の日から15日以内に労働担当省に申告しなければならない（第21条）。
- 内部規則（Internal Regulations）  
少なくとも8人の作業員を雇用する雇用者は全て、会社の内部規則を作成しなければならない（第22条）。
- 少年労働（Children Work）  
労働を為しうる最少年齢を15歳とする。仕事の性質上、健康・安全・青少年の道徳等に対して有害な場合においては18歳とする（第177条）。

- 採用（Hiring）  
雇用者は自己の企業のために直接作業員を雇用する。但し本法第22条の規程を守ること（第258条）。

### 雇用契約

- 雇用契約（Employment Contract）  
雇用契約は一般法の規定によるものとし、契約当事者の合意によって締結できる。契約は書面によっても口頭でも為し得る（第65条）。有期の労働契約は正確な終了日を記載するものとし、契約期間は2年を越えることはできない。また最長2年を超えない限り、複数回にわたり更新を為し得る。この規定に外れる場合においては、有期労働契約は無期労働契約となる（第67条）。
- 労働契約の終了（Termination of Labor Contract）  
有期労働契約は、通常定められた終了日において終了するが、労働検査官の立会いの下で書面での合意が為され、両者が署名した場合には終了日以前でも終了することができる。もし両者の合意が成立しない場合には、不正行為があった場合や不可抗力による場合にのみ終了日以前に解消され得る（第73条）。無期労働契約は契約当事者の一方の意思によって終了することができる（但し例外規定が多くあり）。終了を望む契約当事者は他の当事者に対して事前の書面による通知を行わなければならない（第74条）。

### 賃金

- 最低保証賃金（Guaranteed Minimum Wages）  
賃金は少なくとも最低保証賃金に等しくなければならない。すなわち、全ての労働者に人間の尊厳に矛盾しない生活水準を保証するものでなければならない（第104条）。最低保証賃金は専門や職業による差別なしに、労働担当省の省令により決定される（第107条）。
- 賃金の支払い（Payment of Wages）  
作業員が他の方法によることに同意しない限り、賃金は現金をもって当該作業員に直接支払わなければならない（第113条）。作業員の賃金は最長16日間の間隔で、最低1ヶ月に2回支払わなければならない。また職員の給与については最低1ヶ月に1回支払うものとする（第116条）。

### 労働時間

- 労働時間（Working Hours）  
男女ともに作業員の労働時間は1日8時間又は1週

間に48時間を超えることができない（第137条）。

- シフト（Work Shift）  
作業工程がシフト制による場合は、企業経営者は通常、朝シフトと午後シフトの2シフト制のみをとり得る（第138条）。
- 残業（Overtime）  
例外的かつ緊急の仕事により残業を行なう場合においては、通常の作業時間より50%増しの賃金を支払うものとする。残業が夜間又は週休日にわたる場合には、100%増しとする（第139条）。
- 夜間作業（Night Work）  
「夜間」とは、午後10時から翌朝午前5時の間を含む、連続する11時間を指す。昼勤と夜勤を交互に行なうシフト制による連続作業以外に、企業における作業は夜間にも行ない得る。夜勤については本法139条に規定する割増賃金を支払うものとする（第144条）。

## 休暇

- 週休（Weekly Time Off）  
同一の労働者を1週に6日を超えて労働させることはできない（第146条）。週休は最小限24時間連続して与えなければならない、原則的には日曜日にこれを与える（第147条）。
- 有給休暇（Paid Leave）  
全ての作業員は勤続1ヶ月につき1.5日の有給休暇を取得できる。この有給休暇は、更に勤続3年ごとに1日の割合で増加するものとする（第166条）。
- 年次特別休暇（Annual Leave）  
年次特別休暇は通常クメール正月に与えられる。作業員が15日を越える有給休暇を有する場合においては、残余日数を他の時機に取得する権利を有する（第170条）。
- 特別休暇（Special Leave）  
雇用者は、作業員の直系の家族に直接影響を与える事象が起きた場合には、当該作業員に最長7日間の特別休暇を与える権利を有する（第169条及び171条）。
- 出産休暇（Maternity Leave）  
女性は90日の出産休暇をとる権利を有する。出産休暇明け職場復帰の最初の2ヶ月間は、軽作業のみに従事することを得る。出産休暇中においては給与の半額を支給されるものとする（第182条及び183条）。

## 労働組合

- 労働組合  
労働者と雇用者は、如何なる差別も事前の承認も要せず、自らの選択により職業的組織を結成する権利

を有し、調査、利益の増進、組織の規則により成員と認められた人々の道徳的・物質的利益を含む集团的・個別的権利の保護を図ることができる。労働者の職業的組織は「労働組合」と呼ばれ、雇用者の職業的組織は「雇用者協会」と呼ばれる。この法の目的に従い、雇用者と労働者の双方を含む労働組合又は雇用者協会は禁止する（第266条および省令305号）。

- 企業における労働者代表  
最少8人を常時雇用する全ての企業や団体においては、全ての労働者の唯一の代表として、企業や団体での投票資格のある組合代表委員（shop steward）を選出しなければならない（第283条）。
- ストライキ権  
仲裁決定を拒否する場合に、紛争の一方の当事者がストライキやロックアウトを行なう権利は保証される（第319条）。ストライキ権は、仲裁評議会が労働法に定められた期間内に裁定を下さないか連絡しない場合において行使し得るものとする。また、労働者を代表する組合が、集団取り決めや法の遵守を執行するために、ストライキ権を行使すべきであると見做した場合においても行使できる。一般的に、労働者の経済的、社会・職業的利益を守るためにも行使されることができる（第320条）。
- ストライキの事前通告  
ストライキは少なくとも7労働日の事前通告を必要とし、企業や団体及び労働担当省に提出されなければならない（第324条）。
- ストライキの方法  
ストライキは平和的に行なわれなければならない。ストライキ期間中において暴力的行為を行なうことは、深刻な違法行為と見做され、出勤停止や懲戒的一時解雇を含む罰則の対象となり得る（第330条）。ストライキ不参加者の労働の自由は、あらゆる種類の威圧や脅迫から保護されなければならない（第331条）。

## 外国人従業員

外国人従業員について、1997年労働法は次のような規定を設けている。

労働担当省により発行された労働許可書（Work permit）と雇用カード（Employment card）を保有しない限り、外国人従業員は就業することができない。就業しようとする外国人は次の要件を充たす必要がある。

- a) 雇用者はカンボジアにおける就業のための合法的な労働許可を事前に得なければならない



- b) 就業しようとする外国人は合法的にカンボジアに入国していなければならない
- c) 就業しようとする外国人は有効なパスポートを保持していなければならない
- d) 就業しようとする外国人は有効な居住許可を有していなければならない
- e) 就業しようとする外国人は自らの職業を為し得るだけ健康で、伝染病を有していないこと。これらの条件は、労働担当省の許可を得て、厚生省の省令で決定される。

労働許可は1年間有効で、当人の居住許可に定められた期間を超えない期間、延長が可能である（第261条）。労働担当省は外国人従業員に対する労働許可と雇用カードの発行に関する省令を公布するものとする（第262条）。

各企業で雇用可能な外国人従業員の最大人数は、次のカテゴリーに基づき、労働担当省の省令により定められる（第264条）。

- a) 事務職員
- b) 専門職員
- c) 非専門職員

### 3.9 土地

#### カンボジアの土地制度に関する法制度

土地法は1992年に初めて制定され、その後2001年8月に改正されている（2001年土地法：2001 Land Law）。改正土地法は、不動産所有権及び関連権限に保障を与える目的で、カンボジアにおける不動産の所有権管理様式を決定することを意図したものである。また市民が土地を所有する権利を保障するための、近代的土地登記制度の創設も法律改正の目的の一環である。

土地法では「国土管理・都市計画・建設省（Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction）」に、不動産に関する権利書の発行権限と国有不動産の公図管理権限を与えている。

内戦中にカンボジアの土地制度は崩壊し、土地所有権の権利書と登記簿の多くが失われたため、土地所有権を巡る紛争が多発している。したがって、土地使用、土地リース、カンボジア企業を通じた土地所有に関する比例的権利に関する契約を締結する前に、地主の土地所有権を確認することが投資家にとっては非常に重要である。

#### 所有権

カンボジアでは、自然人、または法人に拘わらず、外国人が土地を所有することは禁じられている。憲法第44条は、「全ての人間は、個人的であれ集団的であれ、土

地を所有する権利を有している。クメール法人とクメール国籍の市民のみが土地を所有する権利を有する」と定めている。2001年土地法は、カンボジアにおいてはクメール国籍の自然人又は法人のみが土地を所有する権利を有し、土地所有者となるために国籍を偽称した外国人は罰せられる旨規定している（同法第8条）。この場合、カンボジア国籍の法人とは、51%以上の株式をカンボジア人又はカンボジア企業が所有している法人を指している。

更に、2001年土地法第5条は、「公共の利益に基づく場合を除き、所有権を剥奪されることはない」と規定しており、土地収用を行なう場合には、事前に適正な補償を支払った後に、法令に定める形式と手続きによって行なうことが定められている。

不動産の所有権に関する2001年土地法の主な規程は次の通りである。

- 1979年以前における不動産所有権は、如何なる管理様式といえどもこれを認可しない（第7条）。
- 本法施行後において、如何なる手段によるかを問わず、国家の公共及び民間の土地を占有することは無効とする（第18条）。
- 1989年以降に認定された不動産の占有は実質的権利を構成し、土地占有者による所有権の取得に結びつくことがある（第29条）。
- 本法の公布に先立つ5年以上にわたり、個人的適法に、平和的かつ争いなく不動産を占有してきた者は確定所有権利書を請求する権利を有する（第30条）。
- 本法施行後において、権利書を有しない者による不動産への占有は違法占有と見做す（第34条）
- 不動産所有権へ転換するためには、占有は公衆に対して明快かつ非暴力的で周知の状態であり、継続的で誠実なものであることを要す（第38条）。
- 占有権を所有権に転換する間、本法に従った占有は不動産に対する実質的な権利を構成する。権利書は占有の証拠ではあるが、所有権の権利書ではなく争う余地の無いものではない。占有権利書は、土地登記書が作成される時点において所有権について争いが無い場合においてのみ、確定的かつ争う余地の無い所有権利書を構成するのみである。争いが提議された場合には、関連する証拠の追加的調査に基づいて土地の合法的な占有者が決定される。土地に対する占有権利書は証拠の一つではあるが、それ自身決定力あるものではない（第40条）。

#### 不動産所有権の移転

所有権の移転は、売買・交換・贈与契約が土地登記署

に登記されてはじめて、第三者に対抗する効力を持つ(第65条、70条及び81条)。

### 土地コンセッション (Land concessions)

カンボジアでは、コンセッションは社会的コンセッション、経済的コンセッション及び使用・開発・開拓コンセッションに分類される。社会的コンセッションの場合には、受益者 (Beneficiaries) は住宅建設や、自らの生計を立てるために国有地の耕作を為し得る。経済的コンセッションの場合には、工業や農業開発のために土地を整地することができる。使用・開発・開拓コンセッションには鉱業、港湾、空港、工業開発、漁業コンセッションが含まれるが、2001年土地法の対象ではない(第49条及び50条)。

土地コンセッションは、コンセッション契約に規定される期間のみの権利であり(第52条)、その面積は1万ヘクタールを超えることはできず、最長期間は99年間に限定される(第59条及び61条)。

「コンセッション法 (Law on Concessions)」の法案は完成しており、国民議会での採択を待つ状況である。

### 土地の賃貸借 (Land leases)

土地賃貸借には、無期賃貸借と有期賃貸借があり、有期賃貸借には、更新可能な短期賃貸借と15年以上の長期賃貸借がある。長期賃貸借は当該不動産に対する実質的な権利を構成し、有価対価として用いることができ、また相続により移転することができる(第106条及び108条)。

### 土地委員会 (The Cadastral Committee)

土地委員会は、未登記の土地に関する紛争の解決と法的所有権の確定を目的として、2001年土地法の下に設立された。

2001年土地法第47条は、占有者間の不動産に関する紛争については土地委員会が決定を下し、その決定を最終的なものとする旨規定している。

不動産所有権は国家により保障されるべきものであり、そのため、国土管理・都市開発・建設省の監督の下、土地委員会は土地を認定し、公図を作成し、所有権利書を発行し、土地の登記を行い、土地の形状・面積・所有者その他土地に対する抵当権に関して公衆に開示する権限を有している(第226条)。

### 抵当権 (Mortgage)

債務支払いを保証するために、不動産に抵当権や担保を設定することができる(第197条)。

### 土地使用に関する制限

1994年の「国土使用計画・都市化・建設に関する法律 (Law on Land Use Planning, Urbanization and Construction)」が、カンボジアにおける全国的な土地使用について規定しているが、同法やその他の土地使用計画は非常に一般的なものに留まっている。したがって投資プロジェクトを進める前には、実際の用途地域規則を慎重に確認する必要がある。

## 3. 10 環境保護

### 環境保護に関する基本政策

環境保護に関する基本政策として、憲法第59条は国家が環境や豊富な自然資源を保護することとし、土地、水、空気、風、地質、生態系、鉱物、エネルギー、石油とガス、岩石と砂、宝石、森林と森林産品、野生動物、魚類、水生資源の管理に関する詳細な計画を策定することを規定している。

### 環境保護に関する法制度

1996年に「環境保護と自然資源管理に関する法律 (Law on Environment Protection and Natural Resource Management : LEPNRM)」が制定され、引き続き1999年には「固形廃棄物の管理に関する政令 (Sub-Decree on Management of Solid Waste)」と「水質汚染管理に関する政令 (Sub-Decree on the Water Pollution Control)」が、また2000年には「大気汚染と騒音公害の管理に関する政令 (Sub-Decree on the Control of Air Pollution and Noise Disturbance)」が公布されている。環境基準の数値標準は各政令に記載されているが、周辺諸国と比べて非常に厳しいものとなっている。

「環境影響評価プロセスの実施に関する政令 (Sub-Decree on the Environmental Impact Assessment Process)」も1999年に施行されたが、同政令は、環境評価の内容と評価書式及び、評価を必要とするプロジェクトの内容、規模、事業等を定めている(第1章第1条)。環境負荷評価を求められる民間企業は、環境評価作業及びプロジェクト実施に関するモニタリング作業に対し、経済財務省が定めるサービス料を支払う必要がある。サービス料は環境省の提案に従い国庫に帰属することになる。